

事務事業評価表

○基礎情報

課名	こども育成相談課		作成責任者
施策目標	3	子どもの健康な成長を支援する	谷川 広志

常勤職員		常勤職員以外			総従事者
管理職	左記以外	再任用短時間	臨時職員	非常勤嘱託職員	総人工
1 人	6 人	0 人	0 人	0 人	7.00 人

時間外勤務時間	
総時間	一人あたり月平均
1,871 時間	26.0 時間

1 施策指標と実績(Do)

施策指標名	4次実施計画の現状値	目標値(R2年度)	実績値		
			H28年度	H29年度	H30年度
相談解決率	76.40%	67.70%	76.4%	63.4%	63.9%
相談件数	3,087件	2,800件	3,087件	3,696件	3,801件
0	0.0%	0			

(施策のねらい)

1	家庭児童相談事業の充実
2	療育相談事業の充実
3	0
4	0
5	0
6	0

(評価の見方) S 事業の指標を概ね(80%)達成し、成果があがった

C 事業の指標は達成できなかったが、成果は今後見込める

Z 未着手事業(計画していたが未実施に終わった)

A 事業の指標は達成できなかったが、成果はあがった

B 事業の指標を概ね(80%)達成し、成果は今後見込める

D 事業の指標を概ね達成したが、成果は見込めない

E 事業の指標を達成できず、成果も見込めない

実績なし 事業実施の体制は整えていたが、実績がなかった(実施計画期間中で当該年度は実施予定のないものを含む)

2 政策的事業の実績(平成30年度)

No.	事務事業(第4次実施計画)	施策	従事者数	会計区分	事務事業の取組結果と成果(効果) (Plan / Do)		事務事業の指標	H30目標値	H30実績値	Check		Action	
					H29予算(円)	H30予算(円)				H29決算(円)	H30決算(円)	評価	取組時間
1	家庭児童相談事業	1	2.38	一般	13,198,000	16,495,000	相談解決率	67.5%	63.90%	S	増加		
					12,613,849	15,591,371							
2	療育相談事業	1	3.31	一般	23,542,000	24,759,000	相談件数	2,800件	3,801件	S	増加		
					22,526,398	23,886,112							
合計					H30予算(円)	41,254,000							
					H30決算(円)	39,477,483							

3 実施計画事業(政策的事業(政策的事業のない課はいは一般管理事務等))の総括評価

人工・事務事業費・事務事業指標達成度の結果にかかる分析(Check) / 今後の展望(Action)

こども育成相談課の平成30年度の事務事業数は、庁内共通事務及び災害応急対策活動を除くと6事業であり、このうち政策的事業は2事業である。2つの事業とも評価結果は「S」となっており、目標を達成するとともに今後も成果が見込めるものとなっている。

家庭児童相談事業については、ケースワーカーである職員及び家庭児童相談員が、児童虐待にかかる相談から一般的な子育ての相談まで幅広く対応し、対象となる家庭の支援に当たった。指標に掲げている「相談解決率」は、簡易な相談が多いほど高くなるものであり、継続的な支援が必要な困難ケースについては結果として表れないが、児童相談所をはじめとする関係機関と緊密に連携し、適切な対応を行ったものと評価している。また、本市では、30年度から児童福祉法に規定された「子ども家庭総合支援拠点」を設置しており、国の設置運営要綱の基準を満たすため、新たに心理担当の家庭児童相談員を配置する等、相談体制を強化した。なお、国では全国各地で発生している重篤な児童虐待事件を受け、支援拠点の全市町村設置を目標に掲げ、子育て世代包括支援センターとの一体的な運営を求めている。今後は、組織のあり方も踏まえた児童相談体制の強化が課題となる。

療育相談事業については、29年度から変更した親子教室のカリキュラムを継続することで、子どもたち一人一人の発達の様子を更に総合的に判断できるようになったことから、保護者の不安や疑問を解消する支援が強化できている。また、保育園や幼稚園への巡回相談を行うことで、直接、子どもたちの指導に当たる先生達への支援も行うことができている。しかしながら、毎年度、相談件数及び判定件数も増加し、また、相談内容も複雑になっていることから、支援する側のこどもセンターの正規職員(一般事務職)には、専門的な知見が求められるとともに、当該業務の従事人数などが課題となっている。現在、療育相談員の正規職員は一般事務職採用の事務職員がこれに当たっており、異動により配属になる事務職員では療育相談ができる職員か否かの差異が大きく、育成にも時間がかかる状況である。今後は所長以下担当である正規職員を、一般事務職配属ではなく保健師配属にすることで、職員育成の時間の短縮及び利用者からの相談に対応しやすくなり、幼児期に必要なより専門的で質の高い支援に繋げることができる。

職員の時間外勤務は、総時間1,871時間、一人当たりの月平均26.0時間であり、前年度の総時間1,959時間から大きな変化は見られなかった。特にこども家庭相談担当について、担当職員3名中、2名が4月に異動となり、特定の職員に過度な負担がかかるバランスの悪い状況が続く結果となってしまった。

4 Actionにチェックの入った今年度「事務改善」を行う事業

No.	事務事業(事業がない場合は -)	事務改善の内容
-	-	-

5 Actionにチェックの入った今年度「休・廃止」を検討する事業

No.	事務事業(検討事業がない場合は -)	休・廃止検討の理由(1事業も検討できない場合はその理由を記載)
-	-	国が目指す「共生社会の実現」に向け、市町村には包括的な支援体制の整備が求められている。家庭児童相談事業、療育相談事業とも、包括的な支援体制の中心となる相談援助を担っており、今後も市として重点的に取り組まなければならないものであることから、事業の休・廃止は困難である。

6 働きかたの見直しにおける取り組み結果(28-30年度の3か年の取り組みの結果、得られた生産性向上などの成果)

取り組みの結果

家庭児童相談室(こども家庭相談担当)、こどもセンターとも、対人援助にかかる相談窓口であり、効率性を求めにくい業務を担当している。また、相談員(非常勤嘱託員)が中心的な役割を担っているため、全庁的な働きかたの見直しの取り組みをあまり意識しないまま、日々の相談業務に従事していた感があった。そのような中、家庭児童相談室では、まとまりのない状態で行われていた週1回のケース検討を決められた時間内に効果的に行えるよう各相談員への意識付けを徹底し、かつ、記録作成等の事務作業が滞っている相談員には、事務作業に集中する時間を設ける等の工夫を行った。

こどもセンターでは、正規職員2人、非常勤嘱託員2人の療育相談員がいるが、平成30年10月の人事異動による職員の療養休暇が発生したことで、療育相談員一人当たりの負担は増加した。相談業務の質の低下を防ぐため、3人で4人分の相談を受けた。